

令和5年度 川崎市木材利用促進業務委託

プロポーザル募集について

1 背景・目的

本市では、平成26年から「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を策定し、民間建築物に対しては、有識者、公共・公益団体、民間事業者等にて構成する「川崎市木材利用促進フォーラム（以下、「フォーラム」という）」^{※1}を平成27年10月に設立し、公共及び民間建築物に対し脱他素社会の実現に寄与する木材利用を積極的に促進しています。

また、SDGs未来都市として、地方創生に向けた取組を本事業についても実施しており、持続可能な国土の保全や林産地の経済活性化を見据えて、本市の公共空間等を活用した木育イベントの実施など、普及啓発の取組を実施しています。

さらに、策定された都市の木造化推進法を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組とともに、**令和6年度に迎える市制100周年の事業及び全国都市緑化かわさきフェア**（以下、「緑化フェア」という）に向けた**具体的な取組が求められています。**

このような背景から、100周年で木材利用の意義の浸透を図るための効果的な普及啓発事業及び**フォーラムの運営、活性化を行うとともに、林産地の活性化につながるより具体的な取組を実施し、一層の木材利用の促進・普及につなげていく必要があります。**

こうしたことから、本業務においては、**これらの取組を総合的に推進するため、技術・ノウハウを有する事業者を公募型プロポーザル方式にて募集します。**

※ （別添）「川崎市木材利用促進フォーラム」について 参照

2 委託業務概要

- (1) 件名 令和5年度川崎市木材利用促進業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和6年3月29日まで
- (3) 予定経費 7,999,000円（消費税及び地方消費税含む）
 - ※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、提案対象の規模の上限を示すものである。
 - ※当該落札結果の効果は、令和5年第1回川崎市議会定例会における、本調達に関わる予算の議決を要します。
 - ※うち、999,000円は「令和5年度優しい木のひろば」内における100周年記念イベントに充当するものとする。
- (4) 契約方法 本プロポーザルにおいて選定された事業者と随意契約を締結することを予定している。
- (5) 業務内容 本事業の背景・目的を踏まえ、次の業務を行うこと。

ア フォーラム及び会員プロジェクトの効果的な運営支援

- 市制100周年事業に向け、フォーラムのブランド化を図るため、認知度向上に資する取組を行う。
 - ・会員の活動を広く会員間及び一般市民・企業へ周知できるよう、ホームページやSNS等を駆使して、100周年に向けた効果的な広報戦略の提案を行うこと。
 - ・フォーラムの認知度向上のため、効果的な周知活動の提案を行うこと。
 - ・フォーラム会員向けメールマガジンを1～2ヶ月に1回発行するか、それに代わる会員向け情報発信の提案を行うこと。
 - ・フォーラム公式サイトを情報量に合わせて定期更新するとともに、イベントなどに合わせた臨時更新も適宜行うこと。サイト管理に費用が発生する場合は、契約代金に含まれるものとする。
- 作業部会及び行政部会を定期的を開催すること。
 - ・3～4回開催すること。
 - ・会議内容は、会員からの情報提供及びプロジェクトの提案プレゼン、市からの情報提供等を基本的に行うこととし、その他適宜議題は提案可能とする。
 - ・オンラインでの開催も可とする。
 - ・会議資料については監督員と調整し、必要な資料を作成すること。
- フォーラム会員のプロジェクト化に向けた運営支援を行う。
 - ・フォーラム活動の方向性に鑑みながら、会員からのアイデアの種を最大限に生かすことができる仕組みを提案すること
 - ・プロジェクト提案から、承認までの間において、フォーラム会員から当該プロジェクトの理解を得ることができるよう、提案者を補佐・支援すること。
 - ・必要に応じて、試行に向けた調整や意見交換の補助など必要な支援を行う。
- プロジェクト化された事業の運営支援を行う。
 - ・事務局が支援する内容を整理し、公平・公正に会員提案を支援するスキームを提案し、必要な支援を行うこと。
 - (プロジェクト提案者に費用支弁する際は、監督員と良く調整すること)
 - ・各プロジェクトの進捗状況の把握を3か月毎に行い、フォーラム会員及び監督員と共有すること。

イ 次世代への森林教育プログラムの構築

○小学校5年生をターゲットにした出前授業のパッケージ化

- ・過年度からフォーラム会員と実施してきた出前事業を踏まえ、将来的には全ての小学校で、一定のレベルの森林教育が受けることができる体制となるよう、その仕組みを提案し、それに向けた試行を行うこと。
- ・仕組みの検討の中で、試行的に出前授業を実施する必要がある場合は、内容及び学校の選定等について、監督員と良く調整すること。

ウ 林産地と連携した地方創生に資するビジネスマッチング

○林産自治体、事業者と市内設計事務所等の交流促進

- ・過年度に木材利用促進イベントと同日に開催した「都市部×林産地交流会」を踏まえ、行政部会に加入する林産地の自治体・事業者と、都市部設計者の顔の見える関係づくりに資する効果的な取組を提案し、実施すること。
- ・「現場主義」の考えを尊重し、林産地からの視察等の提案は積極的に活用し、都市部の事業者が一人でも多く森林を訪れ、林産地との関係人口が築けるような取組を行うこと。

エ 市制100周年を見据えた木材利用促進普及啓発イベントの実施

○木材利用促進イベントを企画・提案・実施する。

- ・フォーラム会員と連携し、「(仮称) 令和5年度 優しい木のひろば」の企画を提案し、運営を行う。
- ・提案に際しての会場は、過年度と同様のラゾーナ川崎プラザのルーファ広場及びラズーンテラスを想定する。
- ・物販やワークショップ等について、可能な限り出展者のニーズに対応すること。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止策を十分に踏まえた企画とし、実行委員会を設置して運営を行うこととし、提案者は実行委員会の事務局となること。
- ・市制100周年の啓発ブースを設け、木材を利用したコンテンツを提案すること。
- ・イベントに係る必要物品、会場設営、チラシ作成、運営補助（警備、交通整理、運搬、資料等の配布等）は原則委託費に見込むものとする。
- ・本取組に対する、HPやSNSなどを活用した情報発信を行うこと。

○小さな地域単位での木材利用促進イベントを円滑に運営する仕組みを試行する。

- ・林産地を始めとするフォーラム会員の所有するコンテンツを集約し、都市部での場の活用希望とマッチングさせることで、様々な小さい単位でのイベントを持続可能な形で運営できる仕組みを提案すること
- ・都市部での場については、監督員の提示する公共空間を活用するほか、フォーラム会員や市内民間企業からのニーズも吸い上げ、マッチングできる仕組みとする。

オ 報告書作成

○本事業の実施内容を報告書としてとりまとめる。

- ・とりまとめにあたっては、対外的な発信を視野に入れ、HPやSNSなどを活用した情報発信についても検討するものとする。
- ・報告書の内容に疑義や不足等があり、川崎市が修正等適切な対応を求めた場合には応じるものとする。

(6) 業務内容に関する注意事項

- ア 会議や講演会、イベント等の開催にあたっては、本市の所有する会議室等は原則無償で利用することができる。民間のホール、会議室等を利用する場合の使用料については、予定経費に含まれるものとする。
- イ 会議、講演会等において、講演者等を招聘する場合の交通費や謝金については、予定経費に含まれるものとする。
- ウ イベント等における警備や保険等の費用は、予定経費に含まれるものとする。
- エ イベント等において運営全体に係る費用に限り、出展料として徴収することを可能とする。
- オ 森林教育ツアー等の実施にあたっては、参加者の交通費や食費、保険等の実費に限り、参加費として徴収することを可能とする。

3 参加資格

受託を希望する事業者は、本事業の目的に沿った事業提案及び業務を適切、公平、中立かつ効率的に実施できるものであって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 申請時点において、川崎市の競争入札参加資格を有する登録事業者（委託業務）であること。
- (2) 本委託業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の達成及び事業計画の遂行に必要な人員及び組織を有していること。
- (3) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当するもの
 - イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中であるもの
 - ウ 直近2か年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税・地方法人特別税、法人住民税、固定資産税を滞納しているもの
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるものまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
 - オ 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの
 - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制化にある団体
 - キ 代表者が成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの
 - ク 代表者が禁固以上の刑に処せられ、執行終了日または執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
 - ケ その他資格審査において不相当であると市長が認めるもの
- (5) 本市と円滑に連絡調整できる地域に本社または事務所等があること。

4 応募方法・提出書類

申請書等を漏れなく記入し、必要書類を添えて、原則オンライン申請にて提出してください。
オンライン申請先、申請書等の様式は、次の川崎市ホームページを御参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000147648.html>

(1) 提案の募集期間

令和5年2月13日（月）から、令和5年3月13日（月）まで

(2) 提出書類

No.	名 称	様 式
1	応募申請書	様式1
2	誓約書	様式2
3	会社等の概要	様式3
4	配置予定人員	様式4
5	実施方針	様式5
6	業務提案書	様式6
7	見積書（明細書を含む）	—
8	定款 ※最新のもの	—
9	法人概要・業務実績等がわかるもの（パンフレットなど）	—
10	その他市長が必要と認める書類	—

(3) 提出方法 電子データ（オンライン申請にて提出）

(4) 提出先 川崎市まちづくり局総務部企画課

(5) 留意事項

ア 提出書は、「オンライン申請」にて提出してください。

イ 電子データは以下の点に留意して、提出してください。

- ・オンライン申請する際は zip 等に圧縮して提出してください。
- ・ファイルは添付書類毎に PDF にしてください。
- ・ファイルは「4（2）提出書類」毎に PDF にしてください。
- ・ファイル名称は以下の通りとしてください。

<提案者名>_<No.>_<名称>.pdf

例 川崎市役所_1_応募申請書.pdf

- ・1つの PDF データにつき、2MB 以下としてください。2MB を超える場合は、分割して圧縮フォルダに格納をお願いします。

例 川崎市役所_(1)_応募申請書(1/3).pdf

川崎市役所_(1)_応募申請書(2/3).pdf

川崎市役所_(1)_応募申請書(3/3).pdf

ウ 応募に要した経費等については、本市は一切負担いたしません。また、提出書類は返却いたしません。

- エ 提出書類の差し替え及び再提出は、提出期間終了後は一切受け付けません。
- オ 提出書類は、川崎市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- カ 応募申請書の提出後に辞退する場合は、応募辞退届（様式6）を提出ください。
- キ 以下の事項に該当する場合は、無効または失格となることがあります。
 - （ア）提出書類の提出場所、提出期間、提出方法等が守られなかったとき。
 - （イ）提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。

5 応募に関する質問・回答

- （1）この募集に関する質問がある場合は、質問書（様式7）に記入の上、まちづくり局総務部企画課までオンライン申請にて提出してください。
- （2）質問受付期間
令和5年2月13日（月）～令和5年2月27日（月）
8時30分～12時及び13時～17時15分
- （3）質問に対する回答
質問書に対する回答については、後日、質問者に回答します。

6 受託候補者の選定方法

募集終了後、提出された書類に基づき、次の評価項目について、妥当性、実現性、事業効果などを総合的に審査するため、審査会を開催（3月中旬～3月下旬頃を予定）し、受託候補者を選定します。審査会においては、提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答（1件あたり15分程度）をオンラインで実施する予定です。なお、審査の結果、選定された事業者については、選定結果通知書（様式9）にて通知し、あわせて今後のスケジュールをお知らせいたします。

【評価項目】

- ・実施体制
- ・実施方針
- ・フォーラムの運営について
- ・フォーラム会員発意のプロジェクト支援について
- ・森林教育プログラムの構築について
- ・地方創生に資するビジネスマッチングについて
- ・市民向け木材普及啓発について

7 その他

- （1）市内業者の育成及び市内経済の活性化の観点から、本業務委託の協力企業等は、市内企業の採用に努めてください。
- （2）手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

8 募集に関する問い合わせ先

川崎市まちづくり局総務部企画課

(川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル8階)

電 話 044(200)2703

FAX 044(200)3967

Email 50kikaku@city.kawasaki.jp

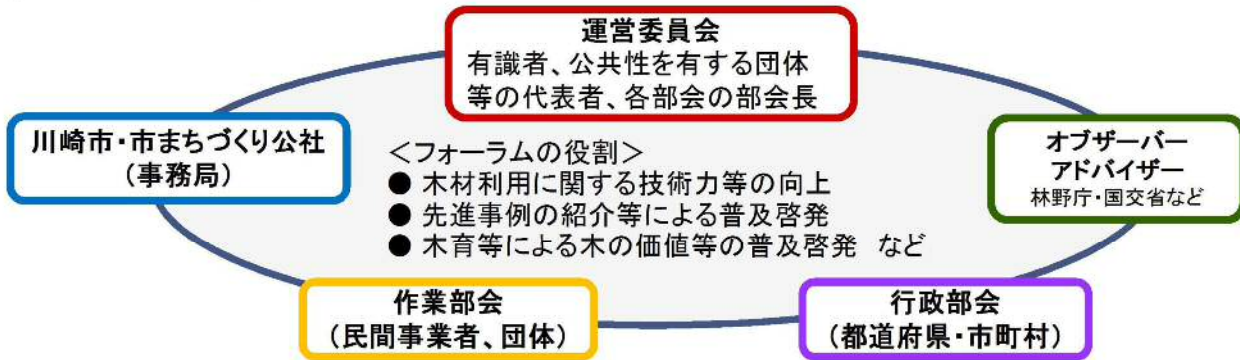


川崎市木材利用促進フォーラムについて

- 典型的な木材消費地である本市の特徴と強みを活かして、民間建築物等における木材利用に関する建築技術・ノウハウの向上、情報共有、木育等の取組を行うことにより、国産木材の利用促進を図るため、**有識者や公益団体、民間事業者、行政団体など、木材利用に関わる様々なサプライヤーのプラットフォームである「川崎市木材利用促進フォーラム」を設置**(平成27年10月設置、会員数は約130団体(令和5年1月末日時点))

フォーラムの構成

- フォーラム内には、参加メンバー全員による**総会**に加え、設計、建築など各分野の横断的な連携による取組の方向性の提示や情報共有、取組成果のとりまとめを行うための**運営委員会**の設置
- 各分野が有する課題等について**実務的な検討を行う作業部会**を設置
- 令和2年11月に**川上・川下の行政団体同士で情報共有を行う行政部会**を設置(28団体(令和5年1月末日時点))



フォーラム作業部会のプロジェクトについて

プロジェクトの趣旨

木材利用の促進に向けた課題の検討及びその解決に向けた具体的な取組などを行う

プロジェクト提案者

木材利用促進フォーラム 作業部会会員

プロジェクト化するメリット

会員からの希望に応じて、以下の支援をフォーラム事務局及び川崎市が実施

プロジェクト運営に関する支援

- ①公式サイトやSNSを利用してプロジェクトの過程や成果を発信。
- ②取組に必要な連携先の紹介や業界団体への告知。
- ③ロゴマークの使用、名刺作成権利付与(フォーマット提供)
- ④打合せ実施上のサポート(必要に応じて)(打合せへの同席、会議室の確保、WEBミーティングの設定・ホスト等)

プロジェクト内容に関する支援

- ①場の提供(公共空間・施設、公園、その他イベント)
※会場使用料は別途発生する可能性有
- ②団体・企業とのマッチング(臨海部企業、SDGs・脱炭素連携企業等)
- ③市民とのマッチング(小中学校等の教育機関、保育園等の社会福祉施設、町内会等)
※②③のマッチング先については要個別調整

その他費用について

上記以外で必要になる費用については、実施する者が調達・負担(人件費、企画・検討に係る費用、研究・開発費、イベント運営費、製作費等)